

旭医大達第85号  
令和3年8月23日

旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

### 旭川医科大学文書処理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書処理規程（平成16年旭医大達第25号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第15条（略）  (事務局長等の経由) 第16条 学長、副学長、図書館長又は病院長の決裁を受けようとする文書は、あらかじめ事務局長の承認を得なければならない。 2 事務局長の決裁又は承認を受けようとする文書は、あらかじめ総務課長及び <u>事務局次長（総務・教務担当）</u> を経由しなければならない。ただし、当該文書が定型的なものであると起案課の課長が判断したものについては、この限りでない。	第1条～第15条（略）  (事務局長等の経由) 第16条 学長、副学長、図書館長又は病院長の決裁を受けようとする文書は、あらかじめ事務局長の承認を得なければならない。 2 事務局長の決裁又は承認を受けようとする文書は、あらかじめ総務課長及び <u>総務部長</u> を経由しなければならない。ただし、当該文書が定型的なものであると起案課の課長が判断したものについては、この限りでない。
第17条～第24条（略）  <u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第16条第2項の</u>	第17条～第24条（略）

規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。